

公 告

公 告 第 441 号

令和3年3月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



任意継続被保険者の標準報酬については、下記の通りとする。

記

- (1) 健康保険法第47条の規定により、前年9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額とし、当組合の平均額は、**360,000円**とする。ただし、被保険者の従前の標準報酬が、平均額を超える場合はその者の標準報酬月額は平均額とし、平均額を超えない場合（未満）は退職時に引続き従前の標準報酬月額とする。
- (2) (1)の標準報酬月額の平均額の適用は令和3年4月1日より令和4年3月31日迄とする。

以 上